

情 個 審 答 申 第 2 4 号
令和8年（2026年）1月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）4月17日付け、秘書発第000009号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議「耐震性能分科会」の詳細な会議議事録等の文書等不開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）10月17日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議「耐震性能分科会」の詳細な会議議事録（以下「請求文書①」という。）、同分科会の出席発言者の発言内容、メモ又はその音声録音データ（以下「請求文書②」という。）、同分科会で本庁舎の耐震性能の審理に使用された資料、図面の一切（以下「請求文書③」という。）、同分科会で公開していない物の一切（以下「請求文書④」という。）の開示請求をした。
- 2 同年11月2日、実施機関は、これに対して、請求文書①については不存在、請求文書②ないし請求文書④については不開示を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年12月4日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 条例は、熊本市民に情報を公開することに対し、積極的に努めなければ民主主義の発展は実現し得ないものであることから、個人情報を保護することは大前提としつつも、不開示情報の理由とした条例第6条第2項及び同第7条第6号などの解釈と取扱いについては、市民は他に情報入手の手段はないのだから、より積極的に市民の側に立ち開示の実現に努めるべきである。
 - (2) 議事メモ及び音声録音データの不開示の理由について、実施機関は、「今回、開示を行うこととすると、今後の同種の会議において、会議終了後に個々の発言等が公開されることを恐れ、率直な意見交換が行われなくなるなど、将来の事務事業の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。また、会議における検討過程の未成熟な議論をそのまま公開することは、市民に誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがある。」

と主張するが、有識者が自分の発言に責任を持たずに放言をするようなことはあり得ない。既に全ての会議は終了しているのだから、各委員に「市民から会議の経過を知りたいとの強い求めがあるので議論の内容を開示する」と了承を得たらよいだけではないか。

2 実施機関の主張

(1) 請求文書①について

一般的な議事録として作成されている議事要旨（会議の議事内容を要約し記録したもの）及び議事メモ（会議の議事を速記し、内部資料として作成したもので、委員にその正否について確認をとっていないもの）は存在するが、議事要旨以上に詳細な議事録及び議事メモ以外の文書は作成していないため、存在しない。

(2) 請求文書②について

ア 議事要旨、議事メモ及び音声データが存在するが、議事要旨は市ホームページで既に公開しており、一般に容易に入手ができるものであることから、条例第2条第2号アに該当し、開示請求の対象となる「文書等」に該当しない。

イ 議事メモ及び音声データについては、同分科会が非公開で行われたものであり、これを公開すると、個々の発言等が公開されることをおそれ、率直な意見交換が行われなくなるなど、将来の事務事業の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。また、会議における検討段階の未成熟な議論の公開により市民に誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

ウ 議事メモ及び音声データから不開示情報を除くと会議の開催日時、議題及び会議の出席者に関する部分が残るが、これは市ホームページで公開されており、不開示情報を除くことにより客観的に有意な情報が残らない。よって、条例第6条第2項により、議事メモ及び音声データ全体を不開示とした。

(3) 請求文書③について

会議資料が存在するところ、会議資料は市ホームページで既に公開しており、一般に容易に入手ができるものであることから、条例第2条第2号アに該当し、開示請求の対象となる「文書等」に該当しない。

(4) 請求文書④について

議事メモ及び音声データが存在するところ、上記(2)イ及びウで述べた理由で不開示である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、請求文書①ないし請求文書④である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求文書①の不存在について

実施機関は、議事の内容が記録されている文書としては、一般的な議事録として作成されている議事要旨（会議の議事内容を要約し記録したもの）及び議事メモ（会議の議事を速記し、内部資料として作成したもので、委員にその正否について確認をとっていないもの）は存在するが、審査請求人が求める、議事要旨以上に詳細な議事録及び議事メモ以外の文書は作成していないため、存在しないと主張する。

この点、同分科会の議事録として議事要旨が作成されている以上、当該議事要旨以上に詳細な議事録は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、請求文書①を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 請求文書②の不開示について

ア 議事要旨の不開示について

請求文書②に該当し得る文書等として議事要旨、議事メモ及び音声データが存在するところ、議事要旨は市ホームページ内にある「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」の「答申について」のページにおいて、既に公開されており、一般に容易に入手できるものであることから、開示請求の対象となる「文書等」には該当しない（条例第2条第2号ア）。

したがって、議事要旨を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 議事メモ及び音声データの不開示について

(ア) 委員の発言内容の部分等の不開示について

当審議会において確認したところ、実施機関は、令和3年（2021年）4月1日、熊本市本庁舎等整備の在り方について必要な事項を審議するために有識者会議を設置し、同有識者会議は、同年6月2日、熊本市本庁舎の耐震性能について専門的かつ集中的に議論するために耐震性能分科会を設置した。また、同分

科会は、同分科会の審議内容について、調査に関する検証においては、各段階で仮定を含め検証し、必要に応じて再整理しながら進めることも想定されることから、検証段階の情報が公開されることにより、未成熟な情報が確定的情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、及び、専門家の間でも意見が割れている耐震性能について議論する場合において、その審議内容が一般に公表されるとすると、委員が確信を持っていないまでも意見を披露した場合に反論されることや、片言隻句をとらえた批判を受け、自由な発言を躊躇することも想定され、中立的な議論が阻害されるおそれがあることから、旧条例第7条第5号に該当する情報が含まれるとして、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱第7条に基づき、同分科会を非公開とした。このような同分科会の設置目的やその議事を非公開とした趣旨によれば、同分科会の委員は、検証段階の未成熟な情報や、未だ確信を持っていないような意見を含む具体的な発言が逐一公開されないことを前提として、率直な議論や意見交換をしているものということができる。このような事情に照らすと、音声データ及び同分科会の委員に内容の正確性すら確認していない議事メモが公開されることとなれば、同分科会の議事を非公開とした趣旨が損なわれ、議事が非公開であることを前提として発言した委員との信頼関係を損ないかねず、将来あり得る議事や分科会における参加者に対しても、心理的制約が生じるうえ、率直な議論や意見交換が困難となり、ひいては最終的な意思決定の中立性が損なわれかねない。そうすると、議事メモ及び音声データに記載又は録音された議事の発言内容は、条例第7条第6号に定める市の機関の内部における「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するものと認められる。

また、議事メモ及び音声データのうち、実施機関の担当者その他委員以外の関係者による説明部分（以下「本件説明部分」という。）については、委員が議論や意見の交換をする過程において、これらの者に対し質問をし、これに対する回答としてされたものであり、同回答を踏まえて、更に委員が意見を述べるなどしていることが認められ、委員の発言部分と密接不可分な関係にあるから、当該部分が開示されれば委員の発言内容が推測されてしまい、委員の発言部分が開示されたと同様の弊害が生じ得る。したがって、当該部分は委員の発言内容の一部とみるべきものであり、条例第7条第6号所定の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、これらの部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (1) 議事メモ及び音声データ全体を不開示としたことの妥当性について

議事メモ及び音声データの委員の発言内容及び本件説明部分以外の部分については、既に明らかにされている議題や参加委員の名簿といった議事の内容そのものではない形式的な記載のほか、市ホームページ内において全て公開されている資料に関する記載であると認められることからすると、同部分については開示の意義に乏しく、これを開示しても情報公開制度の趣旨に合致しないといえ、条例第6条第2項ただし書に定める「当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるとき」に該当するものと認められる。

よって、全体を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 請求文書③の不開示について

請求文書③に該当し得る文書等として会議資料が存在するところ、会議資料は市ホームページ「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議 耐震性能分科会」のページにおいて既に公開されており、一般に容易に入手ができるものであることから、開示請求の対象となる「文書等」には該当しない（条例第2条第2号ア）。

したがって、当該会議資料を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 請求文書④の不開示について

請求文書④に該当する文書等として議事メモ及び音声データが存在するところ、上記(2)で述べた通り、当該議事メモ及び音声データを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年(2024年) 4月18日	熊本市長から諮問(令和6年(2024年)4月17日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和6年(2024年) 9月6日	「情報公開・個人情報保護審議会への申出(書)」の審議を行った。
令和7年(2025年) 9月5日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 10月3日	口頭意見陳述の取扱いに係る審議を行った。
令和7年(2025年) 11月21日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 12月5日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 12月19日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 1月9日	答申案の審議を行った。
令和8年(2026年) 1月23日	答申案の審議を行った。